

一般名処方についてのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月以降、長期収載品（後発医薬品が販売されている先発医薬品）は、患者様の希望で処方をした場合、選定療養となり、特別な料金をお支払いいただきます。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様の必要なお薬が供給しやすくなります。